

都留市行財政改革集中改革プラン後期実施計画

20年度取り組み項目

20年度の主な取り組み項目

この実施計画は、行財政改革の基本的な方向を示した『第3次都留市行財政改革大綱』を指針として策定したものであり、新たな行政需要や厳しい財政状況、さらには地方分権の推進に的確に対応するため、平成17年度から、概ね21年度までの具体的な取り組みを数値目標化しています。

都留市行財政改革集中改革プラン後期実施計画に掲げる項目のうち、19年度進捗状況調査の結果に基づき、次の6項目を20年度の主な取り組み項目とし、更なる行財政改革の推進に努めます。

1 わかりやすく見やすい文書づくりの推進

推進内容

外来語・専門用語はできる限り避け、わかりやすい用語や挿絵や図表を用いて表現します。また、申請書類の簡略化や文字の拡大を行い、市民に分かりやすく見やすい文書づくりを心掛けます。

取組事項

(仮称)都留市文書作成マニュアル集を作成します。

2 公共施設予約システムの導入

推進内容

市の文化・体育施設などの各施設における予約申し込みや予約状況確認などをインターネットを利用して行えるようにし、市民の利便性の向上を図ります。

取組事項

「施設の空き情報」の公開と公共施設予約システムの利用や活用を促進します。

3 効率的な会議開催の推進

推進内容

会議時間を短縮し、紙資源の削減を図るため、会議資料はできるだけ簡素化するとともに、事前配布やOA機器を用いた提示などに心掛けます。

取組事項

平成15年8月策定の会議運営マニュアルを見直します。

4 予算流用制限の緩和

推進内容

事務の効率化のために都留市財務規則で制限されている予算の節・細節間の流用禁止項目について緩和します。

※歳出予算は、款、項、目、節というそれぞれで区分で定められており、細節とは節を細かく分けた区分のことです。

取組事項

部内予算流用などについて検討します。

5 税金などの滞納者への行政サービスの制限

推進内容

税の公平性を高め、市民に権利(行政サービス)と義務(納税)についての理解を

深めるため、積極的なPRに努める中で、税金などの滞納者への行政サービスを制限することを検討します。

取組事項

行政サービスへの制限項目について検討します。

6 使用料・手数料の見直し、公共施設使用料の公平性

推進内容

公平性の確保及び財政状況を踏まえ、公共施設使用料について検討を行います。また、使用料免除制度に係る減免率及び減免基準の見直しを行うとともに、光熱水費については適正な根拠を示したうえで負担するように見直します。

取組事項

使用料免除制度に係る軽減及び免除の基準を作成します。

問合先 政策形成課 企画担当

これまでの経緯

- ◆平成14年12月
「第3次都留市行財政改革大綱」策定
- ◆平成15年2月
「第3次都留市行財政改革実施計画」策定
- ◆平成14～17年度の4年間で実施計画推進
- ◆平成17年3月
「都留市行財政改革集中改革プラン」策定
- ◆平成17～21年度の5年間で後期実施計画推進

これからも、小さなことからコツコツと行財政改革を進めていきます。

